(設置)

第1条 社会福祉法人魚津市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が新川圏域における児童発達支援センター(児童福祉法(昭和22年法律第64号)第43条に規定する児童発達支援センターをいう。以下「センター」という。)を新たに建設するにあたり、多様な関係者からの意見を聴取するとともに、保護者、地元団体その他の関係機関(以下「関係機関等」という。)との相互連携を図ることにより、もって利用者や家族にとって望まれる児童発達支援センターとすることを目的として、(仮称)新川圏域児童発達支援センター建設検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) センター建設の基本計画に関すること。
 - (2) センター建設の設計に関すること。
 - (3) 関係機関等との連携体制の構築に関すること。
 - (4) その他センター建設にあたり必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会の委員は、10名以内とする。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、本会会長が委嘱する。
 - (1) 魚津市立つくし学園園児の保護者
 - (2) 地元団体関係者
 - (3) 地域福祉関係者
 - (4) 社会福祉事業関係者
 - (5) 学識経験者
 - (6) 行政関係者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和6年3月31日までとする。ただし、 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (座長)
- 第5条 委員会に座長及び副座長を置き、委員の中から互選により定める。
- 2 座長は、会務を総括する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。 (会議)
- 第6条 委員会は必要に応じ座長が招集し、座長が議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。 (委員の報酬等)
- 第7条 委員の報酬は、これを支給しない。ただし、委員には予算の範囲内において費用を弁償することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。 (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、座長が委 員会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和4年6月14日から施行する。